令和６年11月５日

健康保険証廃止による手引き改定について（お知らせ）

大阪府　都市整備部　住宅建築局

建築指導室　建築振興課

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正（令和６年１２月２日施行）に伴い、「経営事項審査申請の手引き」を改定します。

1．**改定の適用年月日**

　**令和６年１２月２日**から適用します。

ただし、令和７年12月１日まで、有効な保険証をお手元にお持ちの場合は従前どおりの対応も可とします。

なお、令和６年１２月頃にホームページにて改定版を掲載する予定です。

2．**改定の概要**

①申請書等を提出される方の本人確認書類（行政書士及び行政書士の補助者以外の方）から、（国民）健康保険証・後期高齢者医療被保険者証・船員保険証を削除します。ただし、上記但し書きにある通り、有効な保険証をお手元にお持ちの際は従前どおり本人確認書類として認めます。

②常勤性（恒常的雇用関係及び常時雇用）を確認できる書類のうち一部を変更します。

　■（改定前）事業主の直近（6月以降の申請は当該年度分）の住民税課税証明書及び国民健康保険被保険者証又は後期高齢者医療被保険者証

　（改定後）事業主の直近（6月以降の申請は当該年度分）の住民税課税証明書

■（改定前）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び健康保険被保険者証

　（改定後）健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書

■（改定前）船員保険適用被保険者の船員保険被保険者証

　（改定後）船員保険適用被保険者の被保険者縦覧照会回答票

■（改定前）７０歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ及び後期高齢者医療被保険者証

　（改定後）７０歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ

　③その他、健康保険証廃止に伴う関連個所の軽微な変更をします。